

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の共助力を高め、減災力の強いまちづくりを推進するため、災害等に際して地域で開設する一時避難所の避難者受入れに必要な施設改修を行う者に対し、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）及びこの告示に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一時避難所 自主防災組織の活動区域内又は地区防災計画で定められた北杜市公民館分館条例（平成28年北杜市条例第22号）に規定する公民館分館又は地区の集会所に類する公共性の高い施設をいう。
- (2) 自主防災組織 北杜市自主防災組織育成推進実施要綱（平成20年北杜市告示第52号）第6条の規定により、市長に届け出た組織をいう。
- (3) 地区防災計画 北杜市行政区長設置条例（平成16年北杜市条例第8号）に規定する行政区（以下「行政区」という。）や班等の組織が災害時に迅速かつ適切な防災活動を行えるよう、あらかじめその活動に必要な事項を定めたものをいう。
- (4) 地区 行政区内で、活動区域の地形、面積、構成世帯数、組織形態の事情により効率的な運営を図るため、住民組織の意志により形成された組織が活動する区域をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、自主防災組織の代表者又は一時避難所を定めた地区防災計画を策定している地区の代表者とする。

(補助対象施設)

第4条 補助対象施設は、一時避難所とする。

- 2 補助対象施設に対する補助金の交付は、1施設当たり1回限りとする。
- 3 補助対象施設が、補助対象者の管理する施設でない場合は、当該施設を管理する者の同意を得るものとする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる事業とする。ただし、北杜市公民館分館建設整備費補助金交付要綱（平成28年北杜市教育委員会告示第16号）に規定する補助金の交付決定を受けた事業を除く。

（補助対象経費）

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる事業に応じた補助対象経費とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表に掲げる事業に応じた補助金の額とし、1施設当たり100万円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に1万円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、北杜市一時避難所改修支援事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、事業着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 同意書（様式第4号）
- (4) 地区の代表者が申請者の場合は地区防災計画書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかに事業の目的及び内容並びに関係書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、北杜市一時避難所改修支援事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付することができる。

（計画変更の承認等）

第10条 前条第1項の規定により交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業の内容等を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、北杜市一時避難所改修支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 支出予算額の各科目相互間における、20パーセント内の流用。ただし、交付決定額に変更が生じない流用に限る。

(2) その他市長が認める軽微な変更

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、北杜市一時避難所改修支援事業費補助金変更承認通知書（様式第7号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第11条 補助事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助対象事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに北杜市一時避難所改修支援事業費補助金実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績調書（様式第9号）

(2) 収支決算書（様式第10号）

(3) 契約書及び領収書の写し

(4) 写真（着工前、工事中及び完成）

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び補助金の交付）

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の額を確定し、速やかに北杜市一時避難所改修支援事業費補助金確定通知書（様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 前項に規定する通知を受けた補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、北杜市一時避難所改修支援事業費補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する請求書により、補助金を交付するものとする。ただし、市長が認めるときは、概算払により交付することができる。

4 前項ただし書の規定により、概算払を受けようとする補助事業者は、北杜市一時避難所改修支援事業費補助金概算払交付請求書（様式第13号）に概算払を必要とする理由を付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 申請者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合又は補助事業者が補助金を他の用途に使用し、当該補助対象事業に関する補助金の決定内容若しくはこれに基づく市長の処分等命令に違反した場合は、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合で既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した動産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに当該補助事業の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、北杜市一時避難所改修支援事業財産処分申請書（様式第14号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、北杜市一時避難所改修支援事業財産処分承認通知書（様式第15号）により当該補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、天変地異その他当該補助事業者の責に帰さない理由により、補助対象となったものが毀損され又は、滅失したときも同様とする。

5 市長は、承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

6 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに効率的な運用を図らなければならない。

(書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。

(報告及び調査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して帳簿その他関係書類を調査させることができる。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第3条、第4条及び第5条関係）

事業	補助対象経費	補助金の額
修繕	一時避難所の修繕等に係る工事費	補助対象経費に 1 / 2 を乗じて 得た額
設備工事	トイレ等設備の設置又は修繕に係る工事費	
公共下水道 等への接続	し尿及び雑排水を公共下水、農業集落排水又は合併処理浄化槽により処理するための設備の改修費 又は接続工事費	
災害復旧	一時避難所が災害により損壊したと認められた場合であって、復旧に係る工事費	補助対象経費に 9 / 10 を乗じ て得た額。ただ し、建物等に係 る保険により補 填された額があ る場合は、その 額を補助対象経 費から差し引い た額に 9 / 10 を乗じて得た額
シロアリ 防除駆除	シロアリ防除駆除に要する経費	補助対象経費に 9 / 10 を乗じ て得た額。ただ し、建物等に係 る保険により補 填された額があ る場合は、その 額を補助対象経 費から差し引い た額に 9 / 10 を乗じて得た額

北杜市一時避難所改修支援事業費補助金交付要綱補助対象経費細目

北杜市一時避難所改修支援事業費補助金交付要綱第6条の規定する補助対象経費は次のとおりとする。

事業	補助対象経費
修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のバリアフリー化（出入口のスロープ設置、施設内の段差解消等） ・雨漏り ・床（板床を畳へ、床板や畳張替え等） ・雨どい ・耐震化 ・その他、施設本体の修繕
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ（和式を洋式へ修繕・障がい者トイレ設置） ・窓（雨戸設置・二重サッシ化） ・空調設備設置（給湯器・エアコン設置・固定型暖房機設置） ・設備回り修繕（電気・水道・ガス） ・その他、避難所として機能する設備の整備
公共下水道等への接続	し尿及び雑排水を公共下水、農業集落排水又は合併処理浄化槽により処理するための設備の改修費又は接続工事費
災害復旧	一時避難所が災害により損壊したと認められた場合であって、復旧に係る工事費
シロアリ防除駆除	シロアリ防除駆除に要する経費

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

北杜市長 様

申請者 一時避難所名
住 所
代 表 者
電話番号

印

北杜市一時避難所改修支援事業費補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、北杜市一時避難所改修支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

- 1 一時避難所名
- 2 事業名
- 3 交付申請額 円
- 4 添付書類
 - (1) 実施計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 同意書（様式第4号）
 - (4) 地区防災計画書（地区の代表者が申請した場合に限る。）
 - (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

実施計画書

一時避難所の名称	
施設の所在地	
事業の区分	
事業内容	
事業費	円
補助金の額	円
実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日

※ 関係書類として、見積書、実施場所の写真、図面等工事の内容が分かる書類を添付すること。

様式第3号（第8条関係）

収支予算書

1 収入

単位：円

項目	金額	積算根拠等
補助金		
自己資金		
その他（ ）		
合計		

2 支出

単位：円

項目	事業費	補助対象 経費	補助対象 外経費	補助金の 額	積算根拠 (数量・単価等)
合計					

(注1) 支出は、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入すること。

(注2) 「積算根拠」は必要に応じて別紙を作成するなど詳細に記入すること。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

北杜市長 様

施設管理者 一時避難所名
住 所
氏 名
電話番号

印

同意書

私が管理する施設を、下記の申請者が北杜市一時避難所改修支援事業費補助金交付要綱第4条に規定する補助金対象施設として申請することに同意します。

また、北杜市一時避難所改修支援事業費補助金に関する手続に関し一任します。

記

(同意内容)

施設所在地	
施設名称	
申請者住所	
申請者氏名	
申請する事業及び内容	

第 年 月 日 号

代表者 様

北杜市長 閣

北杜市一時避難所改修支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北杜市一時避難所改修支援事業費補助金の交付については、下記のとおり決定したので、北杜市一時避難所改修事支援業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 一時避難所名
- 2 事業名
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 交付の条件

事業終了後直ちに実績報告書を提出してください。

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

北杜市長 様

申請者 一時避難所名

住 所

代 表 者

電話番号

印

北杜市一時避難所改修支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定された、北杜市一時避難所改修支援事業費補助金に係る補助事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したので、北杜市一時避難所改修支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 一時避難所名
- 2 事業名
- 3 補助事業変更（中止・廃止）の内容
- 4 補助事業変更（中止・廃止）の理由

市長の指示がある場合は、関係書類として、変更等の内容が分かる書類を添付すること。

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

代表者 様

北杜市長 印

北杜市一時避難所改修支援事業変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を行った北杜市一時避難所改修支援事業費補助金については、北杜市一時避難所改修支援事業変更（中止・廃止）承認申請書に基づき、下記のとおり承認したので、北杜市一時避難所改修支援事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

変更の内容

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

北杜市長 様

申請者 一時避難所名
住 所
代 表 者
電話番号

印

北杜市一時避難所改修支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された北杜市一時避難所改修支援事業費補助金について事業が完了したので、北杜市一時避難所改修支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 一時避難所名
- 2 事業名
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業実績調書（様式第9号）
 - (2) 収支決算書（様式第10号）
 - (3) 契約書及び領収書の写し
 - (4) 写真（着工前、工事中及び完成）
 - (5) その他市長が必要と認める書類

事業実績調書

一時避難所の名称	
施設の所在地	
事業	
事業内容	
事業費	円
補助金の額	円
契約年月日	年 月 日
契約金額	円
工事実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
施行業者	
住所	
氏名	
(内容)	

様式第10号（第11条関係）

収支決算書

1 収入

単位：円

項目	金額	積算根拠等
補助金		
自己資金		
その他（ ）		
合計		

2 支出

単位：円

項目	事業費	補助対象 経費	補助対象 外経費	補助金の 額	積算根拠 (数量・単価等)
合計					

(注1) 支出は、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入すること。

(注2) 「積算根拠」は必要に応じて別紙を作成するなど詳細に記入すること。

様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)

第 号
年 月 日

代表者 様

北杜市長 印

北杜市一時避難所改修支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった北杜市一時避難所改修支援事業費補助金については、北杜市一時避難所改修支援事業費補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

- 1 一時避難所名
- 2 事業名
- 3 補助金交付確定額 円

様式第12号(第12条関係)

年 月 日

北杜市長 様

請求者 一時避難所名
住 所
代 表 者 ⑤
電話番号

北杜市一時避難所改修支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた北杜市一時避難所改修支援事業費補助金の交付を受けたいので、北杜市一時避難所改修支援事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 一時避難所名
2 補助金請求額 円

内訳

補助金交付決定額①	既概算払交付額②	差引額 ①-②=③	備考
円	円	円	

- 3 支払先
振込先金融機関名
支店名等
預金種別(普通・当座)
フリガナ
口座名義
口座番号

年 月 日

北杜市長 様

請求者 一時避難所名

住 所

代 表 者

㊟

電話番号

北杜市一時避難所改修支援事業費補助金概算払交付請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された北杜市一時避難所改修支援事業費補助金の概算払を受けたいので、北杜市一時避難所改修支援事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 一時避難所名

2 概算払請求額 円

内訳

補助金交付決定額①	今回概算払請求額②	差引額 ①－②＝③	備考
円	円	円	

3 概算払い請求の理由

4 支払先

振込先金融機関名

支店名等

預金種別(普通・当座)

フリガナ

口座名義

口座番号

様式第14号（第14条関係）

年 月 日

北杜市長 様

申請者 一時避難所
住 所
代 表 者
電話番号

北杜市一時避難所改修支援事業財産処分申請書

北杜市一時避難所改修支援事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、
下記のとおり財産処分の申請をします。

記

- 1 交付決定番号 第 号
- 2 処分する財産
- 2 処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

売却	譲渡	交換	貸与	廃棄	その他
----	----	----	----	----	-----

- 3 処分の時期 年 月 日
- 4 処分の理由

様式第15号（第14条関係）

第 号
年 月 日

代表者 様

北杜市長 印

北杜市一時避難所改修支援事業財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった北杜市一時避難所改修支援事業財産の処分については、下記のとおり決定したので、北杜市一時避難所改修事支援業費補助金交付要綱第13条第3項の規定により通知します。

記

- | | |
|----------|-------|
| 1 処分の可否 | 可 ・ 否 |
| 2 処分する財産 | |
| 3 処分の方法 | |
| 4 処分の時期 | |
| 5 処分の条件 | |